

令和4年三重県議会定例会
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料

◎議案事項

- 1 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例案について 1

◎所管事項

- 1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン
（仮称）概要案」について 2
- 2 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
県有施設の見直しについて（関係分） 4
- 3 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況について 6
- 4 定年引上げについて 8
- 5 育児休業制度の今後の改正について 13
- 6 産業廃棄物税制度の検証結果について 14
- 7 津寮の廃止について 19
- 8 審議会等の審議状況について 21

【別冊資料】

- (別冊1) 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績
(別冊2) 三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（最終案）

令和4年3月16日
総 務 部

◎議案事項

1 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例案について

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児休業をすることができない会計年度任用職員についての規定等を整備するものです。

2 改正内容

(1) 引き続き在職した期間が1年未満（現行1年以上）の非常勤職員が育児休業及び部分休業をすることができるようにします。

(2) 任命権者は、次の措置を講じることとします。

①妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及び、取得意向の確認のための措置

②勤務環境の整備に関する措置

⑦職員に対する育児休業に係る研修の実施

⑧育児休業に関する相談体制の整備

⑨その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

3 実施期日

令和4年4月1日から施行します。

◎所管事項

1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について

行政運営2
主担当部局：総務部

行政運営2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 本県を取り巻く社会経済環境の変化による新たな行政課題や災害、多様化する県民ニーズ等に、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。限られた人員、財源で、質の高い県民サービスを将来にわたり、効果的・効率的に提供していくため、DXの推進による業務の生産性の向上や職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる働き方改革、コンプライアンスの推進など、行財政改革に取り組み、県民の皆さんから信頼される県行政を推進していく必要があります。
- VUCA の時代(※)の今、県民の皆さんの声を聴き、未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成を進める必要があります。また、柔軟な働き方が進む中で、多様な職員間の対話を活発にし、知恵を出し合いながら働きやすい職場や仕組みづくりに一層取り組み、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 危機の発生を未然に防止するとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるため、引き続き、危機の未然防止の実効性を高めるとともに、危機発生時の対応への備えを進める必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る必要があります。

取組方向

- 行財政改革を進め、改善・改革が意欲的に行われる組織づくりに取り組むとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化など仕事の進め方の見直しを進めます。また、職員一人ひとりの「ライフ」と「ワーク」の高度な両立を実現させるために、ライフ・ワーク・マネジメントを推進します。あわせて、県政を取り巻く危機に適切かつ確実に対応するため、職員の危機意識の向上を図るとともに、危機対応力の向上に向けた取組を進めます。
- 県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、組織としての的確に業務を進めるための仕組みを確立するなど、コンプライアンスの推進に取り組めます。
- 時代の変化に的確に対応し、何事にも挑戦する人材の育成や、多様な職員が働きやすい職場や仕組みづくりを進めるとともに、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。

※V(Volatility:変動性)、U(Uncertainty:不確実性)、C(Complexity:複雑性)、A(Ambiguity:曖昧性)の頭文字をとったもの。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況。

行政運営3 持続可能な財政運営の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 県財政は、県債残高や総人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、経常収支比率が改善を続けるなど、成果が着実に表れつつあります。しかしながら、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、引き続き、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けて取り組む必要があります。
- 税収確保対策については、市町と連携した市町支援窓口の取組や県税事務所において滞納整理を徹底してきた結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の成果をあげています。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備など、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県有財産の有効活用や未利用財産の売却等による歳入確保に一層取り組む必要があるとともに、引き続き公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。



取組方向

- 持続可能な財政運営をめざして、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつも過度に県債に依存することのないよう、経常的な支出規模が経常的な収入規模に見合う適正な予算編成等に努めます。
- 納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告・自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を進めます。また、市町や三重地方税管理回収機構との連携をより一層強化し、滞納額の縮減を図るとともに、デジタル技術を活用した納税しやすい環境の整備に取り組みます。
- 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県の公共施設について、未利用財産の売却や貸付、有料広告事業等の利活用を進めるとともに、予防保全的な維持管理による長寿命化や将来の見込み等を見据えた適切な配置と規模の確保に取り組みます。

2 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における 県有施設の見直しについて(関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	旧三重県鳥居会館 ＜直営＞	<p>廃止(貸付又は用途変更)</p> <p>当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。</p> <p>建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止(貸付又は用途変更)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4～5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6～7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7～12 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討 ・H31.1～ 破損個所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施 ・R1.12～ 県庁周辺の県有地として利活用の検討 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用に必要な建物解体の経費は多額であるため、財政状況を考慮しながら実施を検討 ・定期借地を前提に業者へ聞き取りをした結果、立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用は望めない ・広域的な公園混雑地のため、売却等の処分を行うに際しては、測量・分筆・登記等の整理が必要 ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に県庁周辺を再整備する際には代替用地となる可能性があることから、土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく 	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p><浜島住宅></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.7～9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) ・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) ・H31.1～ 売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整 ・R2.11～ 接道条件の改善に向けた課題の洗い出し ・R3.10 民間事業者に購入の意向を確認(結果:購入不可) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接道条件等を改善しても民間事業者宅地のニーズはない ・志摩市に利活用の希望はない ・隣接する栽培漁業センターの種苗生産に悪影響を及ぼす可能性があるため、売却後に振動や汚染の発生する施設が建設されることは望ましくない <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周辺施設における開発等の動きを注視しながら、売却や貸付に向けた情報収集を行う。 <p><尾鷲13号></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.6～ 尾鷲市と県有地内私道の取扱に関する協議 ・H31.1～ 尾鷲市との協議に向けた情報収集、検討 ・R1.10～ 貸付も考慮した利活用方法の再検討 ・R2.4.1 隣接する尾鷲寮入居者の転居完了、用途廃止手続き ・R2.8～ 尾鷲寮との一体的な売却を念頭に尾鷲市と県有地内私道の取扱を協議 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市管理河川へ県が架設したと考えられる橋を通らなければ公道と接道していない ・隣接する民家の住民は橋を利用するとともに、県有地内の私道を通行している ・売却にあたり必要となる橋と私道の移管にかかる尾鷲市との調整が完了していない <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋と私道の譲渡に向けた協議を尾鷲市と継続する ・尾鷲市との協議が完了するまでの間は貸付に向けて取り組む 	総務部

3 令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況について

「第三次三重県行財政改革取組」は、「スマート改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政運営の確保」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、別冊1のとおり取りまとめました。

なお、2月末時点で取りまとめているため、3月以降の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

【スマート改革の推進】

○「挑戦する風土・学習する組織」づくり（別冊1 番号1）

- ・「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めていくため、重点的取組である、面談・対話を重視したマネジメントにかかる研修や、コミュニケーションの充実等に向けた研修を管理職・班長等を対象に実施しました。
- ・業務改善をさらに推進するため、M I E職員力アワードの優良事例等について、ポータルサイトやメールマガジンへの掲載や、職員研修での紹介等、さまざまな機会を通じて職員へ周知するとともに、若手職員等を対象に業務改善にかかる研修を実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策をふまえて、昨年度に引き続き試行的に実施した在宅勤務及び時差出勤勤務制度について、令和4年度から多様な職員の働き方を実現する制度として運用できるよう検証・課題の整理を進めました。

○スマート自治体へのチャレンジ（別冊1 番号2）

デジタル技術を積極的に活用して、業務の生産性の向上と正確性の確保の両立や働き方の見直しを進めたほか、D Xの推進に向けた人材育成に取り組みました。また、県民の利便性向上に向けて、導入の検討を進めてきたキャッシュレス決済について、使用料・手数料等の税外収入の一部においても4月から導入しました。

<AIやRPAの活用等による業務改善の推進>

- ・業務効率化・正確性確保に向けて、新たにRPAの導入対象となる業務の募集・調査を行い、研修等をふまえて導入を実施
- ・業務量調査により業務改善に取り組む所属・業務を募集し、改善取組を実施

<モバイルワークの実証研究、実施>

- ・職員の多様な働き方の実現に向けて、モバイルワークを推進するため、モバイルワーク専用端末（370台）を全所属へ配付
- ・新たなテレワーク基盤のあり方の検討

<キャッシュレス決済の導入検討>

- ・納期内納付の推進、県民の利便性向上に向けて、自動車税種別割の納付におけるスマートフォン決済アプリに、Pay Payを追加するとともに、個人事業税、不動産取得税においても、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリを導入
- ・県民の利便性向上に向けて、使用料・手数料等の税外収入の一部にキャッシュレス決済を導入し、安定的に運用

<スマート自治体に向けた推進体制の構築>

- ・社会全体のデジタル化に向け、行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に推進する組織として「デジタル社会推進局」を設置するとともに、全庁を指導統括する最高デジタル責任者（CDO）を常勤で設置
- ・DXを推進する人材育成のため、公募の若手職員を対象にデジタル技術を活用して課題解決を進めることのできるスマート人材の育成や、意欲のある職員を対象にeラーニングの提供を行ったほか、全体のレベルアップを目的に全所属でDXについての職場内研修を実施
- ・スマート自治体を支える最適なネットワーク基盤の検討

【コンプライアンスの推進】

○コンプライアンス意識の向上（別冊1 番号4）

コンプライアンスを全庁的に推進していくため、各部局等の総務担当課長及び各地域防災総合事務所長等で構成するコンプライアンス推進会議を開催し、事例の共有・検証等を行いました。

また、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

○組織としての確に業務を進める仕組みづくり（別冊1 番号5）

令和2年度から運用している内部統制制度について、「令和2年度三重県内部統制評価報告書」を作成するとともに、評価結果をふまえ、各所属が令和3年度リスクマネジメントシートを作成する過程において、業務を進めるうえで想定されるリスクへの対応策を整備するなど、事務の適正な執行の確保に向けて取り組みました。

【持続可能な行財政運営の確保】

○県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立（別冊1 番号6）

財政の健全化に向けて、経常的な歳出の抑制を図るとともに、市町等と連携した滞納整理対策の促進による県税収入の確保や未利用財産の売却、ネーミングライツ、クラウドファンディングの活用等による歳入確保策の推進など歳入歳出両面における取組を進めています。

2 進捗状況と今後の進行管理

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」における「行政運営の取組」の主指標である「行財政改革取組の達成割合」について、7つの具体的取組のうち、昨年度達成済みの2取組に加えて、今年度は計画どおり1取組が達成となる見込みです。

今後も引き続き、適切な進行管理を行い、行財政改革を進めていきます。

4 定年引上げについて

1 趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、令和5年4月1日から、職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、国家公務員と同様の措置を講ずる必要があります。

このことをふまえて、三重県においても定年の引上げに関して、必要な制度の検討を進めています。

2 制度の考え方

(1) 定年の引上げ【資料1】

現行60歳の定年について、国家公務員と同様、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とします。

なお、現行で65歳定年と定めている「病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師」については、欠員補充が困難である現状をふまえ、70歳の特例定年を設けることとします。

期間	定年	特例定年
令和5年3月31日まで	60歳	65歳
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳	66歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳	67歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳	68歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳	69歳
令和13年4月1日から	65歳	70歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職の職員について、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動（降任又は降給を伴う転任）させることとします（管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制））。

対象となる管理監督職は、管理職手当支給職及びこれに準ずる職（給料表において管理職手当支給職と同一の級に属する職）とします。

なお、「病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職」については、欠員補充が困難である現状をふまえ役職定年制の適用除外とします。

(3) 定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度の導入【資料2】

多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職する職員に対し、本人の意向に基づき、短時間勤務の職で再任用する「定年前再任用短時間勤務制」を導入します。

また、現行の再任用制度は廃止しますが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置します。

(4) 60歳超の職員の給与【資料3】

① 給料月額7割措置

60歳に達した日後最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、7割を支給します。(役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう差額を支給します。)

また、給料月額の水準と関連する手当も、同様に7割に相当する額を支給します。

なお、定年引上げ前の定年年齢が65歳とされている職員等は給料月額7割措置の適用除外とします。

② 退職手当

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定します。

また、退職手当の算定に当たり、現行の定年(60歳)の年度までの期間と、給料月額が7割となる期間に分けて計算を行います。

(5) 高齢者部分休業の導入

高齢期職員(60歳以上)について、職員の申請に基づいて、公務の運営に支障がない場合に休業を認める高齢者部分休業制度を導入します。

高齢者部分休業は、公務に支障のないと認められるとき、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で承認する制度とします。

なお、高齢者部分休業は休業する時間に応じて、給与を減額します。

3 今後の予定

令和5年4月1日の制度施行に向けて、令和4年6月定例会議に必要な条例案の提出を行えるよう引き続き、制度の検討を進めます。

定年の段階的引上げについて

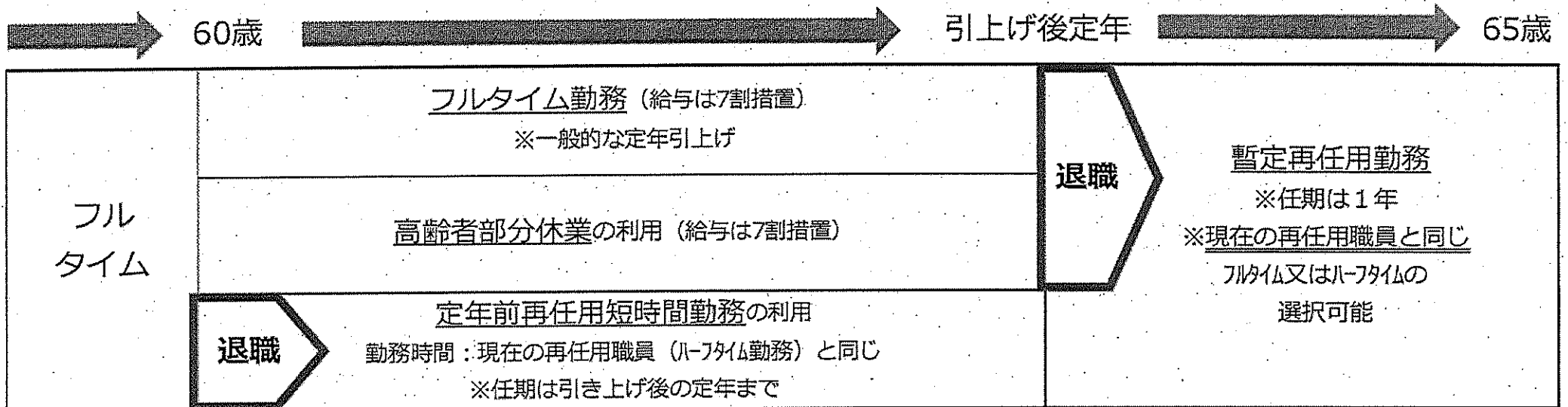
資料 1

生年月日	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度		
	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳				
S31.4.2 ~S32.4.1	65 再任用														
S32.4.2 ~S33.4.1	64 再任用	65 再任用													
S33.4.2 ~S34.4.1	63 再任用	64 再任用	65 暫再												
S34.4.2 ~S35.4.1	62 再任用	63 再任用	64 暫再	65 暫再											
S35.4.2 ~S36.4.1	61 再任用	62 再任用	63 暫再	64 暫再	65 暫再										
S36.4.2 ~S37.4.1	60 定年退職	61 再任用	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再									
S37.4.2 ~S38.4.1	59	60 定年退職	61 暫再	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再								
S38.4.2 ~S39.4.1	58	59	60	61 定年退職	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再							
S39.4.2 ~S40.4.1	57	58	59	60	61	62 定年退職	63 暫再	64 暫再	65 暫再						
S40.4.2 ~S41.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63 定年退職	64 暫再	65 暫再					
S41.4.2 ~S42.4.1	55	61歳以後は、常勤職員の定年退職(相当)日まで、 ・定年前再任用短時間勤務(ハーフ)※ ※一旦退職し、短時間勤務の職に再任用 ・高齢者部分休業 が可能				60	61	62	63	64 定年退職	65 暫再				
S42.4.2 ~S43.4.1	54					59	60	61	62	63	64	65 定年退職			
S43.4.2 ~S44.4.1	53					58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職		

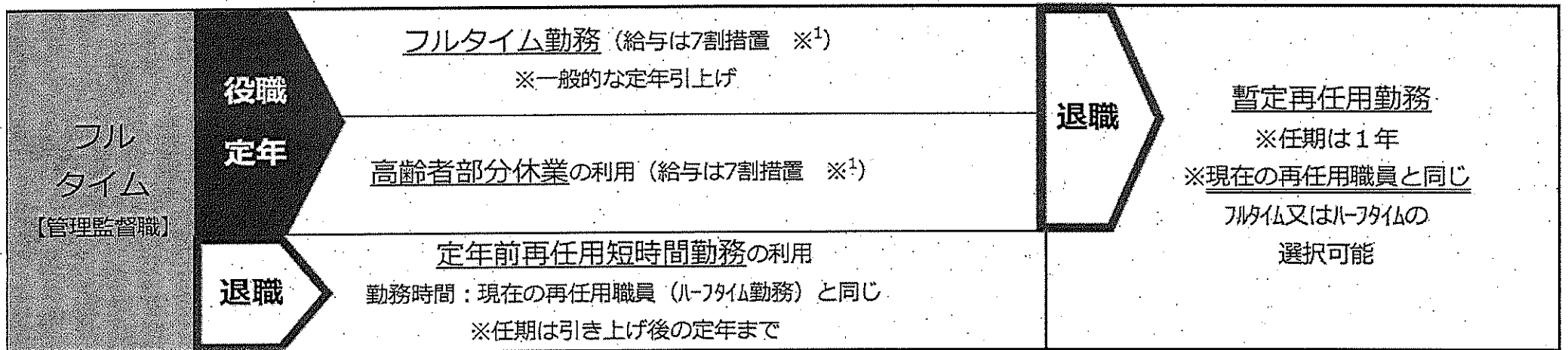
定年引上げに伴う、職員の多様な働き方のイメージ

資料2

管理職以外の一般職

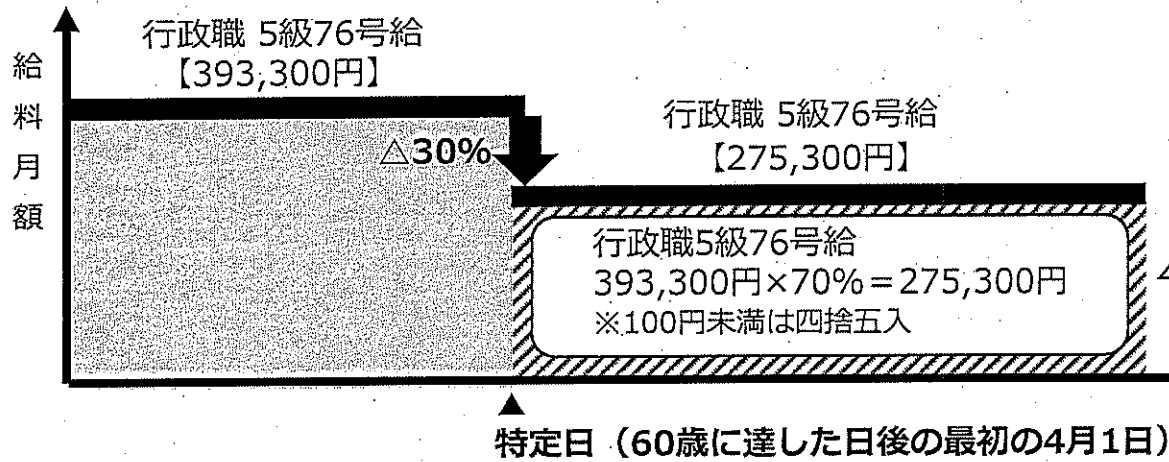


管理監督職 (これに準ずる職を含む)



※¹7割措置を適用したうえで、降任等された後の職に応じた職務の級に降格し号給を決定。降任等をされる前の給料月額7割と、降任等をされた後の給料月額7割との差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を給料として支給。

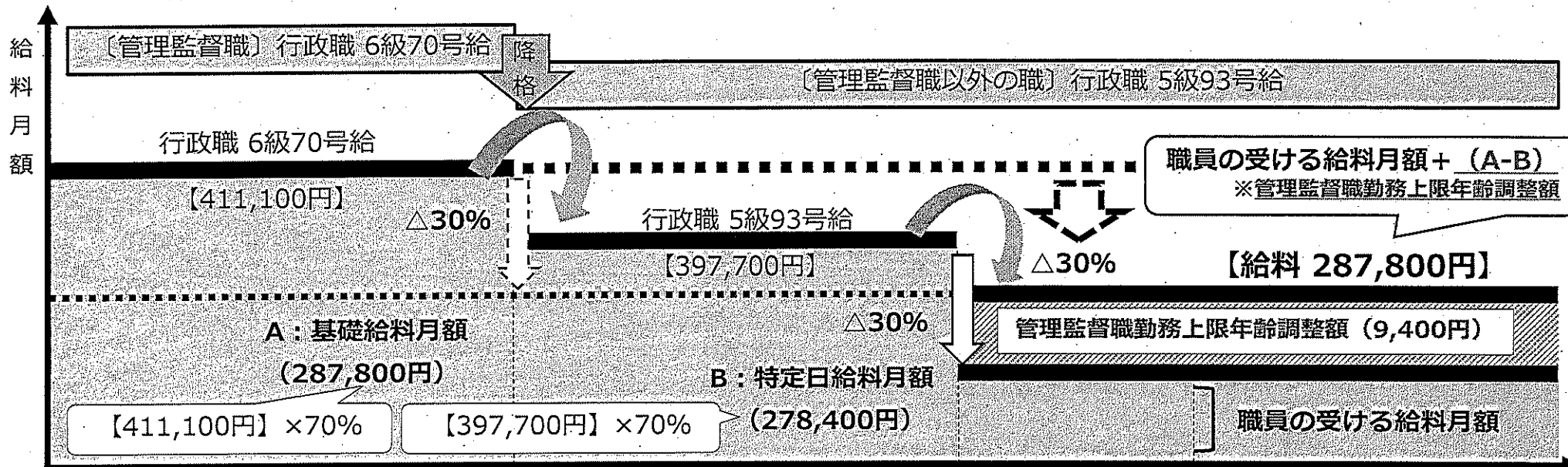
① 給料月額7割措置



特定日以後、職員の給料月額は
「給料表の級号給の額 (※) × 70%」
となります。

※ 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、
当該職員が属する職務の級及び当該職員が受ける
号給に応じた額。

② 役職定年により降任等をされた職員の給料



5 育児休業制度の今後の改正について

1 趣旨

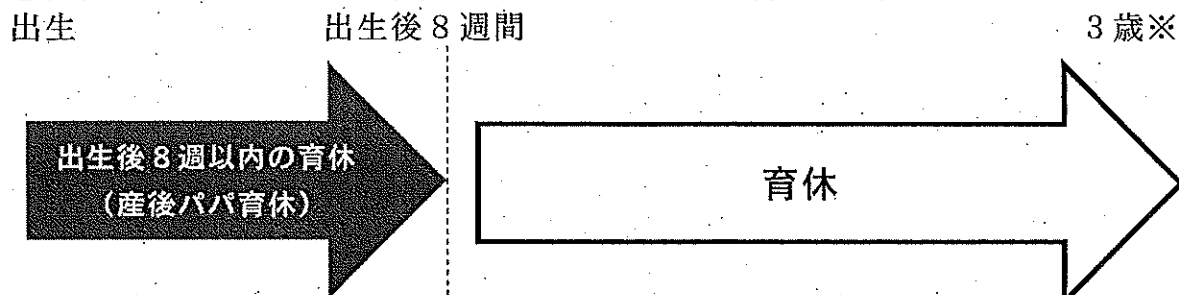
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正が今後予定されており、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について育児休業の取得回数の制限が緩和される予定です（※）。

このことをふまえて、三重県においても育児休業の制度検討を進めています。
※「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）は、現在、国会審議中です。

2 制度の考え方

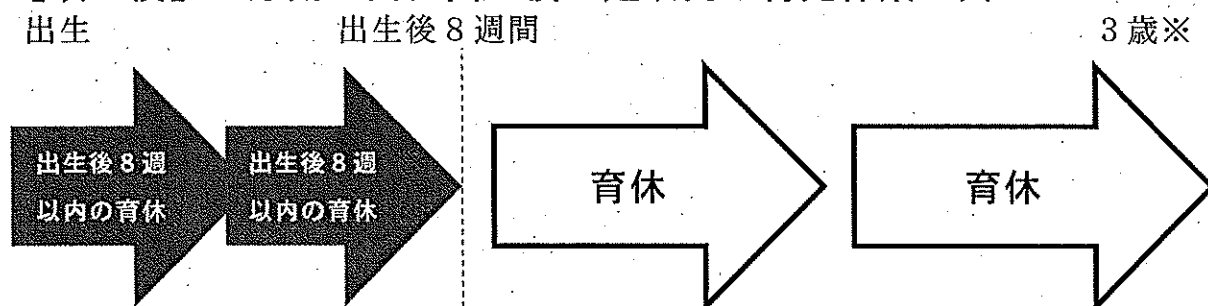
- (1) 育児休業を原則2回（現行：原則1回）まで取得可能とします。
- (2) (1)の原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回（現行：1回）まで取得可能とします。

【現行】 原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回



※会計年度任用職員については1歳（最大2歳）まで。

【改正後】 原則2回、出生後8週以内の育児休業2回



※会計年度任用職員については1歳（最大2歳）まで。

3 今後の予定

改正法案の可決後、速やかに必要な条例案の提出が行えるよう、引き続き制度の検討を進めます。

6 産業廃棄物税制度の検証結果について

1 概要

産業廃棄物税制度について、平成14年4月の三重県産業廃棄物税条例施行から5年ごとに制度の検証を行ってきており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化と技術の進展を踏まえ、昨年12月の常任委員会で「三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果(案)」の報告を行いました。あわせて、パブリックコメントを実施し、それらの意見等を取りまとめました。

2 パブリックコメント等の実施状況

パブリックコメントの実施のほか、商工団体等関係団体に検証結果(案)の説明を行いました。

- ① 実施期間 令和4年1月14日から令和4年2月14日
- ② 寄せられた意見数 10件
- ③ 意見及び対応状況 課税方法、用途、再生施設、処理係数及び再生可能エネルギー回収施設についてご意見があり、対応については別紙1のとおりです。

3 検証結果(案)から変更した内容

新たに処理係数を設定する発酵施設及び炭化施設の処理係数は0.60としていましたが、本県における処理の実態を踏まえ、発酵施設はメタン発酵に限定し0.20に、炭化施設は0.40にしました。

なお、メタン発酵以外の発酵施設については、申請が不要な再生施設に追加することとしており、処理係数は適用されません。

中間処理施設の処理係数(第7条関係)

検証結果(案)		検証結果(最終案)	
施設の区分	処理係数	施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10	一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30	二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20	三 油水分離施設	0.20
四 発酵施設又は炭化施設	0.60	又はメタン発酵施設	0.20
		四 炭化施設	0.40
五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00	五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00

4 今後のスケジュール

- 令和4年6月 改正条例案提出
- 令和5年4月 改正条例施行予定

【参考：三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（最終案）における見直しの概要】

1 税制度の見直しの方向性

(1) 見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を促進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策をはじめとする様々な社会的課題の解決にも資する資源循環に向けた使途の充実及び拡大を図ります。

(2) 見直し内容

ア 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況を踏まえ、申請が不要な再生施設について、法令によりリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを以下のとおり追加します（条例第8条）。

申請が不要な再生施設

現行	検証結果（最終案）
施設の区分	施設の区分
一 がれき類の破碎施設	一 がれき類の破碎施設
	二 木くずの破碎施設
	三 発酵施設（メタン発酵施設を除く）

イ 減量の推進

減量化が一層進むよう、着実な処理実績があり、減量化が認められる処理施設について、以下のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（条例第7条）。

中間処理施設の処理係数

現行		検証結果（最終案）	
施設の区分	処理係数	施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10	一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30	二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20	三 油水分離施設 又はメタン発酵施設	0.20
四 前三項に掲げる以外の中間処理施設	1.00	四 炭化施設	0.40
		五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00

ウ 再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの回収を促進するため、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（条例第8条）。

再生可能エネルギー回収施設

現行		検証結果（最終案）	
施設の区分	回収能力	施設の区分	回収能力
—	—	二 メタン発酵施設	107Nm ³ /トン

エ 用途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組むとともに、様々な社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化と技術の進展に対応し、環境負荷の低減や循環関連産業が地域と共生し事業が継続できるような支援等、用途の充実を行います。

地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも用途の範囲を拡大します。

2 課税方法

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

三重県産業廃棄物税制度の検証結果(案)に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

別紙1

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他(①～④に該当しないもの。)

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	課税方法	13	本課税制度が中小企業の負担増にならないよう、1,000トンという免税点は堅持されたい。	②	免税点については、「公平・中立・簡素」の税の3原則を念頭に、産業界等関係団体との議論も踏まえ、徴税コストや地場産業と中小企業への影響を勘案し、1,000トンとしています。本検証結果(案)では、免税点を含む課税方法について、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続することとしています。
2	用途	15	廃棄物処理業者におけるイメージアップの拡大や地域への積極的な取り組み(環境学習や環境保全・生態系に関する保全等)に対しても用途を拡充されたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、廃棄物処理業者の皆様が地域と共生し事業を継続できるような支援を充実していきます。
3	用途	15	産業廃棄物処理業者による再生施設の整備は、産業廃棄物処理業者のみならず排出事業者の循環型社会構築のための取組に資するものであることから、研究開発や設置に係る支援措置の拡充をされたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、産業廃棄物処理業者による環境負荷の低減等に資する研究開発や処理施設の設置について支援制度の拡充を図っていきたく考えています。
4	再生施設	16	RPFは温室効果ガス削減のための石炭代替燃料として広く利用されており、今後も需要は増加傾向にあることや、選別された純度の高い廃プラスチック類、木くずが有効利用されていることから、RPF製造施設についても、申請が不要な再生施設に追加されたい。	④	現状、再生率が90%に満たないRPF製造施設があるため、今後、RPFの需要が拡大し再生率が安定して90%以上となった場合に申請が不要な施設に追加するか検討したいと考えています。 なお、再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。
5	再生施設	16	金属の破碎施設などもつばら再生される廃棄物の処理施設についても資源循環に資するものであることから、申請が不要な再生施設の対象とする等の措置を講じられたい。	④	金属くずを破碎する施設は、ほとんどが再生施設認定を受けていない実態があり、現時点では確実に再生利用が図られる施設とは認められないため、申請が不要な再生施設の対象としていません。 なお、金属の多くは有価物として取り引きされますが、産業廃棄物となる金属くずの多くは、混合廃棄物として処理されていることが考えられます。 再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	処理係数	17	処理方式により資源循環に資する効果に違いがあることから、温暖化対策も含め効果の高い施設整備の促進等を図る観点から、処理係数をきめ細かく設定されたい。焼却施設のうち、エネルギー回収を行っている施設については、単なる焼却とは差別化し、処理係数を低減されたい。	④	処理係数は、産業廃棄物の処理施設ごとに減量化を考慮し設定したものであるため、エネルギー回収を行う焼却施設についても処理係数は0.10とします。しかし、焼却により発生した余熱からエネルギーを回収することは重要であり、エネルギー回収を行う設備の設置を促進していきたいと考えています。
7	処理係数	17	炭化施設について、詳細な調査を実施のうえ処理の実態を踏まえた処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、炭化施設について処理係数の精査を行い、反映しました。炭化施設については、本県における処理の実態を踏まえ、0.40とします。
8	処理係数	17	発酵施設について、処理係数が適用されるのはメタン発酵施設のみであると考えられるが、メタン発酵施設の処理実績をもとに処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、発酵施設について処理係数の精査を行い、反映しました。発酵施設については、本県における処理の実態を踏まえ、メタン発酵に限定し、施設の区分を「メタン発酵施設」とし、0.20とします。
9	再生可能エネルギー回収施設	18	メタン発酵施設の回収能力(107Nm ³ /トン)については、原料とする廃棄物の性状が大きく関係してくることから、柔軟に対応できるよう回収能力を設定されたい。	①	メタン発酵施設の回収能力について、熱利用率10%以上とすると、簡便な方法として産業廃棄物1トンあたりのメタンガス発生量が107Nm ³ /トン(メタンガス濃度50%換算)以上としています。ただし、ご意見を踏まえ、熱利用率が10%以上を満たすことが明らかな場合は、再生可能エネルギー回収施設として認定することとします。
10	用途	19	資源の有効活用を積極的に推進されたい。伊勢湾におけるプラスチック問題や流木問題を解決する手段の一つとして、再利用・再資源化のための研究等を推進されたい。また、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、本県のものづくり産業や石油化学系産業におけるカーボンニュートラルに向けた取組について幅広く支援できるような仕組みを構築されたい。	①	さらなる資源の有効活用を推進するため、様々な社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。また、地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも用途の範囲を拡大します。

7 津寮の廃止について

1 津寮の廃止について

津寮は津市内に位置する県の職員公舎（職員寮）として、平成3年の建築以来、人事異動に伴い通勤が困難となった職員等に住居を提供してきましたが、施設の老朽化や入居者ニーズの変化などにより年々入居者が減少し、令和3年10月に入居者がゼロとなりました。

津地域においては、他の職員公舎に空室があり現時点で入居を希望する職員については全員入居できていること、民間の賃貸住宅の供給が充実していることなども踏まえ、令和4年3月末をもって津寮を廃止します。

(津寮について)

- ・名称：津寮
- ・所在地：津市下弁財町
- ・構造等：RC造3階建て 1棟
- ・建築年：平成3年（築30年）
- ・室数：40室
- ・間取：和室6帖×1（トイレ、風呂、台所等の施設は共同）
- ・貸付料：7,060円/月（その他共益費が必要）

2 津寮の入居者数の推移

津寮の入寮者数は、平成28年の満室を最後に右肩下がりで減少を続け、平成31年度には半数を下回り、令和3年10月で入寮者が0名となりました。

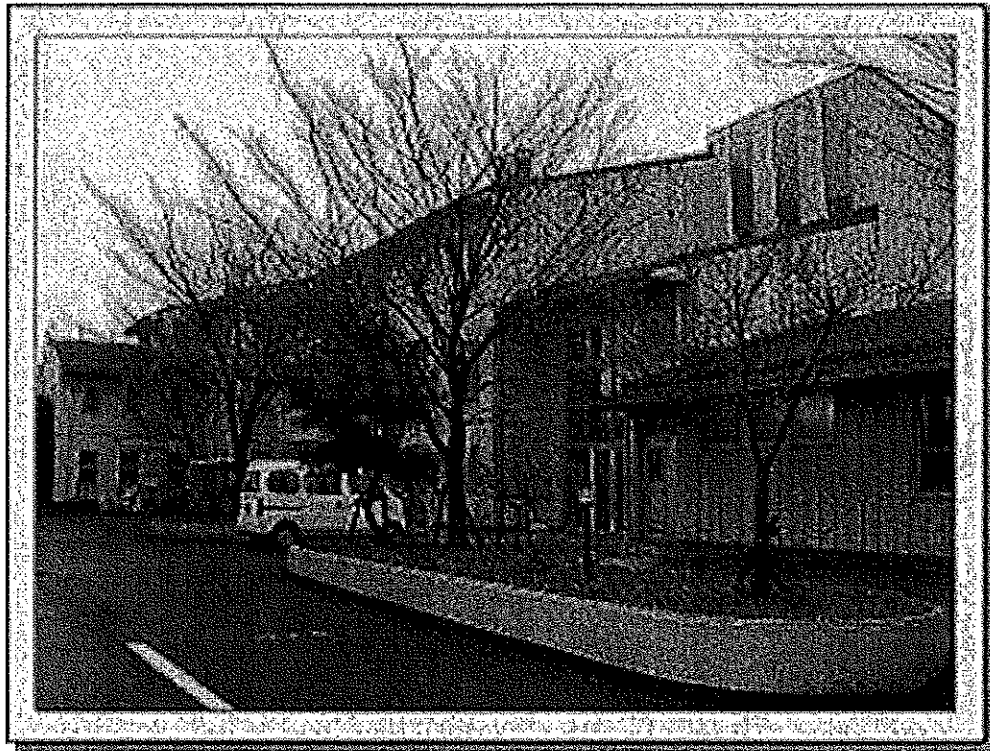
	入居率	入居数
H28.4	100%	40
H29.4	88%	35
H30.4	83%	33
H31.4	48%	19
R2.4	48%	19
R3.4	30%	12
R3.7	25%	10
R3.8	8%	3
R3.10	0%	0

3 今後の取組方針

津寮廃止後の敷地および建物については、「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づき、公共施設等総合管理推進会議等を通じ全庁に情報共有し、利活用の方針を検討します。

全庁的に見ても利活用の見込みがない場合は、市町の公益的活用にも配慮したうえで、歳入確保に向けた有効活用（売却等）を進めることとします。

津寮全景



津寮周辺地図



8 審議会等の審議状況について

(令和3年11月22日～令和4年2月16日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和3年12月22日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥原 貴士 ほか3名
4 諮問事項	公益認定申請に係る諮問 (答申2件) ・ (一財) 四日市市スポーツ協会 ・ (一社) みえ林業総合支援機構 変更認定申請に係る諮問 (答申2件) ・ (公財) 伊勢文化会議所 ・ (公財) 三重県農林水産支援センター
5 調査審議結果	公益認定申請及び変更認定申請があった法人は、 認定の基準に適合すると認めるのが相当であると の答申を決定した。
6 備考	

注) (一財) : 一般財団法人、(一社) : 一般社団法人、(公財) : 公益財団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和3年12月10日、 令和4年1月14日、1月25日
3 委員	会 長 中西 正洋 委 員 岩崎 恭彦 ほか4名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none">・児童保護措置費にかかる負担金決定処分に係る審査請求事件・生活保護法第63条の規定に基づく保護費返還金決定処分に係る審査請求事件・自動車税種別割の賦課決定処分に係る審査請求事件・不動産差押処分に係る審査請求事件
5 調査審議結果	審査請求4事件について調査審議を行い、2件の答申の決定がありました。
6 備 考	

(3) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和4年1月28日
3 委員	委員長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 ほか3名
4 諮問事項等	令和3年度の廃棄予定の公文書ファイル等について
5 調査審議結果	諮問事項等について調査審議を行いました。
6 備考	

(4) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	令和4年1月6日
3 委員	委員長 伊藤 正朗 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害等の認定について
5 調査審議結果	諮問(2件)を受け、地方公務員災害補償法の基準により審議を行い、うち1件の答申を決定しました。 また、令和3年6月1日から令和3年12月31日までの軽易なる事案(20件)の処理状況について、報告を了承しました。
6 備考	